

小児神経専門医制度規則

第1章 総則

(目的)

第1条 日進月歩の小児神経学の発展に対応して、小児神経学および関連領域についての新しい知識と技能を身に付けた優れた臨床医を養成し、診療水準の向上をはかり、小児の健康増進と福祉の発展に貢献することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するために日本小児神経学会（以下、本学会と呼ぶ）および日本専門医機構は、小児神経学および関連領域の医学医療に関する学識および経験を有する医師を小児神経専門医（以下、専門医と呼ぶ）として認定するとともに、本制度の実施に必要な事業を行う。

(専門医委員会)

第3条 専門医の認定と更新、指導医・専門研修統括責任者の認定、小児神経専門研修基幹施設・小児神経専門研修連携施設（以下、研修基幹施設・研修連携施設と呼ぶ）の認定、および研修単位の交付認定を行うために、日本小児神経学会専門医委員会（以下、委員会と呼ぶ）を置く。

- (1) 委員会は、各ブロックを代表する委員をもって構成する。
- (2) 委員会の委員は、理事会が選出し、評議員会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- (3) 委員会内に、日本専門医機構から設置を指定されている「小児神経専門医検討委員会」を小委員会として設置する。メンバーは担当理事・委員会委員長・委員会副委員長、委員会各部会部会長および日本小児科学会サブスペシャルティ領域連絡協議会からの委員とする。「小児神経専門医検討委員会（小委員会）」委員は委員会および理事会の審査と承認を受ける。

第2章 専門医

(専門医認定の方法)

第4条 専門医の認定方法は次の通りとする。

- (1) 認定の審査は毎年1回行う。
- (2) 認定申請者は、必要な書類に所定の審査料を添えて本学会に提出する。
- (3) 委員会は申請書類と試験により認定の審査を行う。
- (4) 委員会による審査により認定された申請者は、さらに日本専門医機構の認定の審査を受ける。
- (5) 専門医として認定された者は、本学会および日本専門医機構より認定証が交付される。交付の際に、認定料を徴収する。
- (6) 専門医として認定された者は、学会誌や会員名簿、他の方法により公表される。
- (7) 申請および認定の方法の詳細は別に定める。

(認定の必要条件)

第5条 専門医として本学会および日本専門医機構の認定を受けるためには、

- (1) 小児神経学につよい関心を持ち、専門的知識を有すること。
- (2) 小児神経疾患について臨床の経験と実績があること。
- (3) 日本小児科学会が認定する小児科専門医の資格を取得していること。
- (4) 研修基幹施設あるいは研修連携施設において3年間の所定の研修を修了していること（小児神経の臨床実績があること）。
- (5) 専門医試験に合格すること。

が必要条件である。

第6条 前条の(1)、(2)の証明として、「サブスペシャルティ領域専門研修整備基準 小児神経領域」に記載されている次の各項のすべてを満たすことが必要である。

- (1) 専門医試験の申し込み締め切り日までに継続して3年間以上、本学会の会員であること。
- (2) 小児神経専門研修カリキュラム履修において小児神経専門研修カリキュラム（「小児神経専門医のための到達目標・研修項目」）のA/a区分について、「I. 総論」は全て経験し、「II. 疾患各論」では半数以上の経験がされていること。
- (3) 専門医として態度、倫理性の問題がないとの評価を専門研修統括責任者から受けていること。
- (4) 小児神経専門研修開始後に本学会学術集会、本学会が研修単位交付を認めた地方会・関連学会・国際学会で筆頭演者として少なくとも2回以上の演題発表の経験があること（学会発表は同一の内容ではないものとする）。
- (5) 研修基幹施設あるいは研修連携施設において、自ら診療に従事し、到達目標にかなった小児神経疾患患者30例の症例要約と、そのうち症例詳細報告5例を提出すること。
- (6) 小児神経専門研修を開始してから専門医試験受験の申し込み締め切り期日までに、査読制度のある医学雑誌に受理された小児神経学に関する論文（筆頭）が1編以上あること（学会発表と論文は同一内容でもよい）。

(認定の有効期間と更新、資格喪失)

第7条 専門医の有効期間は5年間とし、認定の継続を希望する者は、「サブスペシャルティ領域専門研修整備基準 小児神経領域」に示す更新基準を満たし、手続きをしなければならない。

- (1) 専門医試験合格後あるいは前回の更新後、継続して本学会の会員であること。
- (2) 5年毎の更新で以下の①～④の合計が50単位以上あること。

①診療実績：50症例の症例要約リスト（10単位）。

- ②共通講習：医療安全講習会・感染対策講習会・医療倫理講習会などで最大 10 単位（本学会が承認認定したものだけでなく、基本領域に共通講習単位として提出した単位を基本領域および本学会専門医の更新に重複して使用してよい）。
- ③領域講習：学会が出席単位を認定している年次学術集会・地方会・研究会で開催される講習や講演のうち、これらの会が事前に本学会に申請し本学会が事前に承認認定した講習・講演（1つの講習あるいは 1 つの講演に対し 1 単位）、あるいは本学会が作成した E-learning などで 20 単位以上。
- ④学術業績・診療以外の活動実績：学会参加、学会発表、論文発表など学術活動で 0～10 単位以上。

第 8 条 専門医は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条に規定する専門医の更新を行わなかったとき。
- (2) 専門医を辞退する届けを提出し、専門医委員会で承認されたとき。
- (3) 医師の資格を喪失したとき。
- (4) 日本小児科学会が認定する小児科専門医の資格を喪失したとき。
- (5) 本学会を退会したとき。

第 9 条 専門医が次の各号のいずれかに該当するときは、委員会に諮り、その資格を喪失させることができる。

- (1) 専門医として相応しくない行為があったとき。
- (2) 認定の申請に重大な誤りがあったとき。
- (3) 認定の申請、または、試験に際し不正があったとき。

第 10 条 第 8 条、第 9 条により、専門医の資格を喪失したものは、次の条件を満たすことにより、再び専門医試験を受けることができるものとする。

- (1) 第 8 条(1)、(2)により専門医の資格を喪失したものは、第 5 条に定めるところにより専門医試験を受けることができる。
- (2) 第 9 条により専門医の資格を喪失したものは、2 年間は専門医試験を受けることができない。その後の再受験の資格については、申請時に専門医委員会に諮り、決定されるものとする。

第 3 章 指導医

（指導医資格認定の条件）

第 11 条 専門医であり、かつ「サブスペシャルティ領域専門研修整備基準 小児神経領域」に記載されている次の各項の全てを満たす者は指導医（専門研修指導医）の認定を受けることができる。

- (1) 所属する施設における常勤ないしそれに準ずる勤務実態を有すること。
- (2) 専門医資格を取得し、少なくとも 1 回目以上の専門医資格更新を行ったもの。
- (3) 過去 5 年間に 1 件以上、小児神経学に関する学術業績があること。学術業績とは以下の通り（筆頭でなく共同演者/共著者でもよい）。
 - ①本学会による研修単位が交付される会（本学会の年次学術集会および地方会、研究会）での発表。
 - ②小児神経学に関する論文（査読の有無、言語を問わない）。

（指導医資格の認定と更新）

第 12 条 原則として、5 年に 1 回の専門医資格の更新時に新規認定もしくは指導医資格の更新を行う。更新条件は前条に示された基準を満たすものとする。

第 4 章 専門研修統括責任者

（専門研修統括責任者）

第 13 条 第 15 条に定める研修基幹施設には、小児神経専門研修に関する教育・指導・相談体制における責任者として専門研修統括責任者をおく。

（専門研修統括責任者認定の条件）

第 14 条 以下の条件を全て満たすものを委員会が審査を行い、専門研修統括責任者として認定する。

- (1) 専門医であること。
- (2) 本学会認定の指導医資格を有すること。
- (3) 認定時に以下の資格、業績を有すること。
 - ①医学部卒業後 10 年以上。
 - ②過去連続 5 年以上本学会会員。
 - ③業績：過去 5 年以内に発表した小児神経学に関する論文 3 編以上（自著、共著、症例報告を含め原著論文が含まれること）。過去 5 年以内に学術集会および地方会、関連学会に発表した小児神経学に関する演題 3 題以上（筆頭演者あるいは共同演者のいずれでもよい）。
 - ④専門研修統括責任者とは当該施設における常勤ないしそれに準ずる勤務実態を有すること。

第 5 章 研修施設

（研修基幹施設）

第 15 条 委員会は、次の各号に該当し、「サブスペシャルティ領域専門研修整備基準 小児神経領域」に定める審査基準に合格した施設を研修基幹施設として認定、あるいは認定取り消しを行う。

（1）医療機関としての条件

- ①医療機関附属病院、厚生労働大臣の指定する臨床研修病院、小児総合医療施設、またはこれらに準ずる病院、各種専門医療機関で小児神経に該当する医療を行っている医療機関であること。
- ②小児神経臨床研修の専門研修統括責任者が定められており、十分な研修と指導が行われると認められること。専門研修統括責任者は常勤ないしそれに準ずる勤務実態を有する専門医であり、本学会が認

定した指導医であること。

- ③委員会が作成した小児神経専門研修カリキュラム（「小児神経専門医のための到達目標・研修項目」）に沿った研修ができるカリキュラムが定められ、研修基準に合致していること。

(2)研修基幹施設は、専門医をめざす医師が、小児神経疾患の臨床経験を得るために相応しい条件（以下）を備えた小児科または神経小児科を含む医療機関であり、申請に基づき委員会と理事会が認定する。

A. 相応しい条件

a) 小児神経疾患診療の実績を有すること。

①過去1年間の小児神経疾患患者実数が、月平均50名以上であること。

②多様な小児神経疾患を診療していること。

b) 専門研修統括責任者の存在

指導医資格を有する専門研修統括責任者がおり、専門研修統括責任者を含め小児神経専門医が2人以上いることが望ましい。

c) 研究の実績

①その医療機関から小児神経学に関する研究（学会発表、論文）が行われていること。

②当該機関または関連の施設で、小児神経学に関する教育行事（症例検討会、脳波・画像等検討会等）を行っていること。

d) 施設、設備

①当該機関または関連の施設で、小児神経疾患患者のための外来および入院の設備を備えていること。

②当該機関または関連の施設で、神経学に関するいくつかの臨床科、検査科（病理を含む）を備えていること。

③当該機関または関連の施設で、画像診断機器、神経生理学的検査機器などの設備を具備していること。

④関連図書が充実していること。

B. 施設認定期間と更新

5年毎に、上記認定基本条件の確認を行い更新する。

C. 施設認定取り消し

研修基幹施設が次の各項の一つでも該当するときは、期間内でも認定を取り消す。

① 認定の辞退。

② 研修基幹施設として相応しい条件を満たしていないとき。

③ 小児神経学を指導できる専門研修統括責任者が6か月以上不在の場合。

第16条 本学会は、前条により指定された研修基幹施設に対して、小児神経専門研修基幹施設認定証を交付する。

（研修連携施設）

第17条 研修連携施設は、研修基幹施設の専門研修統括責任者が研修に必要で適當と認めるとともに研修カリキュラムを遂行できる施設で、委員会に申請され、承認された施設とする。研修連携施設での研修は研修基幹施設における研修と同等とする。研修連携施設は、以下の条件を満たすことが必要である。

(1) 当該施設に専門医が常勤している。または当該施設の小児科特殊外来として小児神経外来の専門外来を開設し、専門医が定期的（月1回以上）に診察していること。

(2) 小児神経疾患を診療するに十分な検査ができること。

(3) 研修連携施設とすることに当該施設の該当する診療科の責任者、または当該施設の責任者の了解が得られていること。

(4) (1)～(3)以外にあっては、専門研修として小児神経専門研修カリキュラム（「小児神経専門医のための到達目標・研修項目」）を達成するのに必要な研修を提供できると委員会が認めたもの。

研修連携施設が、(1)～(4)までの条件を満たさなくなったときには、すみやかに専門研修統括責任者は報告書を提出すること。

第6章 研修単位の認定

第18条 委員会は、専門医資格の認定および更新に関わる研修単位（学会出席単位、発表単位、共通講習・領域講習単位など）の交付について審査承認を行う。

第7章 規則の変更

（規則の変更）

第19条 この規則のうち、第1章および第7章（本第19条）についての変更には、委員会および理事会の議決を経て、社員総会（評議員会）の承認を得るものとする。第2章、第3章、第4章、第5章、第6章、附則、施行細則および「サブスペシャルティ領域専門研修整備基準 小児神経領域」の内容にかかる変更には、委員会および理事会の議決と承認を得るものとする。

附則

1. 「小児神経認定医」に関する取り決め

(背景)

第1条 2013年5月29日の小児神経専門医制度規則改定により、当時の第8条(4)の但し書き（ただし、2004年7月以前に小児神経専門医（以下、「専門医」と呼ぶ）を取得し、第5条(3)を満たさない者については、適用されないものとする）が削除された。この改定により、小児科専門医を取得していないが、小児科専門医と同等の知識と技量を持つことを指導責任医師が証明することで「専門医」を取得した者が「専門医」の資格を失うことになった。また、第5条(3)の規定（本学会の基本領域の学会の専門医（認定医）資格を有すること）により、脳神経外科、神経内科専門医のみを有している者も「専門医」の資格を失うことになった。さらに、2025年12月23日の小児神経専門医制度規則改定により、基本学会専門医資格は小児科専門医のみとすることとなり、日本リハビリテーション医学会が認定するリハビリテーション科専門医が基本学会専門医資格から削除されたことから、リハビリテーション科専門医のみを有しているものも認定期間終了後に「専門医」の資格を失うことになった。

(目的)

第2条 前条に記載された改定で「専門医」を喪失した者の多くは、診療や社会活動で小児神経学に多大な貢献をしている。従って、改定により「専門医」を喪失した者を「（日本専門医機構の認定ではない）日本小児神経学会認定小児神経認定医」（以下、認定医と呼ぶ）として資格認定を行う。

(認定の方法)

第3条 小児神経専門医制度規則および「サブスペシャルティ領域専門研修整備基準 小児神経領域」に則り新制度による専門医更新認定と同じ基準・手続きで行う。

(認定の必要条件)

第4条 認定医として本学会の認定を受けるには、

- (1) 小児神経専門医制度規則第7条を満たすこと。
- (2) 2004年7月以前に「専門医」を取得した者
- (3) 2013年5月29日の小児神経専門医制度規則改定により、「専門医」の資格を喪失した者
- (4) 2025年12月23日の小児神経専門医制度規則改定により、「専門医」の資格を喪失した者

(認定医の取り扱い)

第5条 認定医は小児神経専門医制度規則および「サブスペシャルティ領域専門研修整備基準 小児神経領域」に定める専門医の資格を有しないものとする（日本小児神経学会認定だが日本専門医機構認定ではない）。

(施行細則)

第6条 2025年以降に「専門医」の資格を喪失した者は、2027年度以降、資格更新の時に認定医の更新審査を受けることができる。正当な理由がある場合に、1年間の認定あるいは更新猶予を1回のみ認める。なお、病気等のやむをえぬ理由がある場合にかぎり、委員会の審議を経て、さらに1年間の更新猶予を認める。

2. 海外で小児神経専門研修を行い、これをもって研修履歴とすることを希望する場合

第1条 小児神経専門医制度規則に定める内容と同等の診療実績を有することが証明可能であり、委員会が認めた場合は専門医試験受験における研修履歴として認める（旧制度で定められた受験資格要件をもって受験申請を行う）。得られる資格は日本専門医機構認定ではない小児神経学会認定の小児神経専門医であり、日本専門医機構による認定は専門医試験に合格して5年後の更新のタイミングからとする。

3. 新しい専門医制度の導入に伴う研修実績の申請と認定、対応について

(背景)

第1条 2025年7月18日、小児神経専門医制度は日本専門医機構が指定する「小児神経領域」のサブスペシャルティ領域専門医制度として承認された。このことから、今までの小児神経専門医制度（旧制度）および新しい制度（新制度）での研修実績の申請と認定、対応について、2025年12月23日の小児神経専門医制度規則改定から以下の通りに定める。

(新制度と旧制度の取り扱い)

第2条 当面、旧制度での研修実績の申請（小児神経専門医試験受験の必要資格の1つとして）を認める（連動研修を認める）。ただし、2026年4月1日以降は旧制度による研修開始は認めない。すなわち、2026年3月31日までに研修を開始したものは旧制度に基づいた研修実績の申請を行うことができる。この場合、旧制度で定められた受験資格要件をもって受験申請を行う。得られる資格は日本小児神経学会認定の小児神経専門医であり、日本専門医機構の認定は初回の更新時以降（合格して5年後）となる。2024年3月31日までに小児科専門研修を修了しかつ2024年4月以降から小児神経専門研修施設で3年間の研修を行った場合は新制度での研修実績として申請することを推奨する。

第3条 新制度により研修実績を申請する場合は、移行措置として2024年4月1日までさかのぼって新制度に基づく研修を開始したとみなし研修実績として提出することを認める（連動研修は認めない）。すなわち、2024年3月31日までに小児科専門研修を修了しかつ2024年4月1日以降に小児神経専門研修施設で研修を開始したものは、新制度での研修実績の申請を行うことができる。この場合、新制度で定められた受験資格要件をもって受験申請を行う。得られる資格は小児神経専門医試験に合格した時点から日本専門医機構認定の小児神経専門医となる。

第4条 旧制度で専門医資格を取得したがその後資格を喪失し、小児神経専門医制度規則第10条により再度受験を行う場合は、同規則第5条(4)に定められた研修施設と研修期間は旧制度での規定（研修認定施設あるいは研修関連施設、5年間）によるものとする。この場合、得られる資格は小児神経学会認定小児神経専門医であり、専門医機構認定となるのは5年後の更新時以降である。

第5条 小児神経専門医試験（提出症例の審査や試験形式など）、専門研修基幹施設・専門研修連携施設の新規認定や更新などについては、旧制度・新制度にかかわらず新制度によるものを使用する。

4. 新しい専門医制度の導入に伴う小児神経専門医資格の更新について

(背景)

第1条 旧制度の下では日本専門医機構認定ではなかった小児神経専門医資格につき、新制度導入に伴い、更新認定のタイミングで順次、日本専門医機構認定の小児神経専門医資格へと切り替えを行う。

(移行措置)

第2条 更新認定については、日本専門医機構の提示する方法（初年度は旧制度の更新基準が4/5、新制度の更新基準が1/5、次年度はそれぞれ3/5と2/5、…、5年目に新更新基準が5/5）に沿って基準の配分を設定し、順次「日本専門医機構認定小児神経専門医」として認定される。2027年度の更新者から更新認定を開始する。

5. 新制度における指導医認定について

(背景)

第1条 旧制度では、研修認定施設の指導責任者（専門研修統括責任者）のみを「指導医」として認定していたが、新制度導入に伴い、小児神経専門医制度規則「第3章 指導医」に示された通りの基準を満たすものを指導医として認定する。

(移行措置)

第2条 ただし、指導医資格の導入にあたり、2025年12月23日の改定から5年間程度の期間を限定して移行措置を講じる。

(1) 同規則第11条(3)の学術業績については、過去5年間ではなく専門医取得後であれば時期を問わない。

(2) 更新のタイミングを待たず指導医資格の認定を申請することが可能である。

平成 13 年 6 月 8 日	作成
平成 14 年 6 月 28 日	変更
平成 16 年 7 月 16 日	変更
平成 18 年 6 月 2 日	変更
平成 19 年 7 月 6 日	変更
平成 20 年 5 月 28 日	変更
平成 21 年 5 月 27 日	変更
平成 24 年 5 月 16 日	変更
平成 26 年 5 月 28 日	変更
平成 27 年 5 月 27 日	変更
平成 28 年 6 月 2 日	変更
平成 30 年 5 月 30 日	変更
令和元年 5 月 30 日	変更
令和 3 年 5 月 26 日	変更
令和 5 年 5 月 24 日	変更
令和 6 年 5 月 29 日	変更
令和 7 年 12 月 23 日	変更

施行細則

(専門医委員会)

- 第1条 委員会は、担当理事1名、委員長1名、副委員長3名を選出する。
- 第2条 委員長は、必要に応じ委員会を招集する。
- 第3条 委員会の委員の任期は4年とする。再任は妨げないが、連続しての任期は2期8年を限度とする。委員定数は30名程度までとし、各地方ブロックの評議員の分布に準じた配分で任用する。
- 第4条 委員会の事務局は、〒162-0055 東京都新宿区余丁町8-16、ネオメディトピア4F 日本小児神経学会に置く。

(専門医の申請手続き)

- 第5条 専門医の申請受付は、学会誌に公示した期間内とする。
- 第6条 認定希望者は、事務局へ申請に必要な書類を請求する。
- 第7条 申請には規則第5条および第6条を満たすことを示す書類の提出が必要である。
- 第8条 規則第5条(4)に定める小児神経専門研修施設の認定制度発足前および暫定期間（2014年10月まで）については、小児神経専門研修歴に記載する研修施設の指導責任者は、小児神経専門医であること。
- 第9条 規則第4条(2)の審査料は4万円、(5)の認定料は3万1千円（日本小児神経学会による認定料：2万円、日本専門医機構による認定料：1万1千円）とする。

(専門医制度のための教育研修)

- 第10条 学会は、専門医に対し小児神経学に関する系統的情報を提供し、専門分野での知識の向上をはかる。
- 第11条 規則第6条および第7条に必要な集会、セミナー等の認定は専門医委員会で審査し、理事会が承認する。

(認定更新)

- 第12条 認定の更新は、規則第7条に記載された基準を満たし、更新に必要な書類を提出することで行う。
- 第13条 規則第8条(4)により日本小児科学会が認定する小児科専門医の資格を喪失したために専門医の資格を喪失したもの、および小児科専門医の資格を取得していないために専門医の資格を喪失したものは、小児科専門医の資格を取得した時点で再び専門医更新の手続きを行うことができるものとする。
- 第14条 正当な理由がある場合、1年間の更新猶予を1回のみ認める。なお、病気等のやむをえぬ理由がある場合にかぎり、委員会の審議を経て、さらに1年間の更新猶予を認める。
- 第15条 更新の審査料は2万円とする。日本専門医機構認定小児神経専門医資格の認定料は3万1千円（日本小児神経学会による認定料：2万円、日本専門医機構による認定料：1万1千円）とする。日本小児神経学会認定 小児神経認定医資格の認定料は2万円（日本小児神経学会による認定料：2万円）とする。
- 第16条 専門医の認定期間の満了日の翌日から60日以内に書面をもって更新の意思表示をしたものに限り、翌年の更新審査を受けることができる。ただし、次の更新までの期間は5年ではなく4年とする。

(その他)

- 第17条 既納の審査料、認定料の返却は行わない。
- 第18条 小児神経専門医制度規則と施行細則に定めのない事項についても、委員会が定める。
- 第19条 この細則の変更には、委員会および理事会の承認を得るものとする。